４・５　（略）

６　自動車（ポール・トレーラを除く。）の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離（空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さをいう。以下この条、第100条第６項及び第178条第６項において同じ。）に関し、保安基準第18条第１項第３号の告示で定める基準は、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の２分の１（物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては３分の２、その他の自動車のうち小型自動車にあっては20分の11）以下であることとする。この場合において、車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含み、バンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとし、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測するものとする。

７～17　（略）

（乗車装置）

第26条　（略）

２　保安基準第20条第４項の告示で定める基準は、別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準とする。

ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、協定規則第129号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則6.3.1.2.に限る。第104条において同じ。）に定める基準に適合するものであればよい。

３　（略）

４　専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度20km／ｈ未満の自動車を除く。）に備える前項の装置の乗車人員の保護に係る性能等に関し、保安基準第20条第５項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度20km／ｈ未満の自動車を除く。以下次号において同じ。）であって乗車定員10人未満のものにあっては、協定規則第21号の技術的な要件（同規則改訂版補足第３改訂版の規則5.に限る。以下この条及び第104条において同じ。）に定める基準に適合すること。ただし、第５条第１項第４号から第６号までに掲げる場合以外の場合であっては、別添28「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」に適合するものであればよい。

二・三　（略）

５　（略）

（座席）

第28条　（略）

一～三　（略）

四　自動車（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）第１条第１項第13号に規定する福祉タクシー車両（乗車定員10人

４・５　（略）

６　自動車の最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離（空車状態の自動車を平坦な面に置き巻尺等を用いて車両中心線に平行に計測した長さをいう。以下同じ。）に関し、保安基準第18条第１項第３号の告示で定める基準は、最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が最遠軸距の２分の１（物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあっては３分の２、その他の自動車のうち小型自動車にあっては20分の11）以下であることとする。この場合において、車体には、クレーン車のクレーンブーム又はスキーバスの車室外に設けられた物品積載装置を含み、バンパ、フック、ヒンジ等の附属物を含まないものとし、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、車軸が上昇している状態及び上昇している車軸を強制的に下降させた状態においてそれぞれ計測するものとする。

７～17　（略）

（乗車装置）

第26条　（略）

２　保安基準第20条第４項の告示で定める基準は、別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準とする。

ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、協定規則第129号の技術的な要件（同規則改訂版の規則6.3.1.2.に限る。第104条において同じ。）に定める基準に適合するものであればよい。

３　（略）

４　専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度20km／ｈ未満の自動車を除く。）に備える前項の装置の乗車人員の保護に係る性能等に関し、保安基準第20条第５項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度20km／ｈ未満の自動車を除く。以下次号において同じ。）であって乗車定員10人未満のものにあっては、協定規則第21号の技術的な要件（同規則改訂版補足第３改訂版の規則5.に限る。以下この条及び第104条において同じ。）に定める基準に適合すること。ただし、第５条第１項第４号及び同項第５号に掲げる場合以外の場合であっては、別添28「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」に適合するものであればよい。

二・三　（略）

５　（略）

（座席）

第28条　（略）

一～三　（略）

四　自動車（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）第１条第１項第13号に規定する福祉タクシー車両（乗車定員10人